

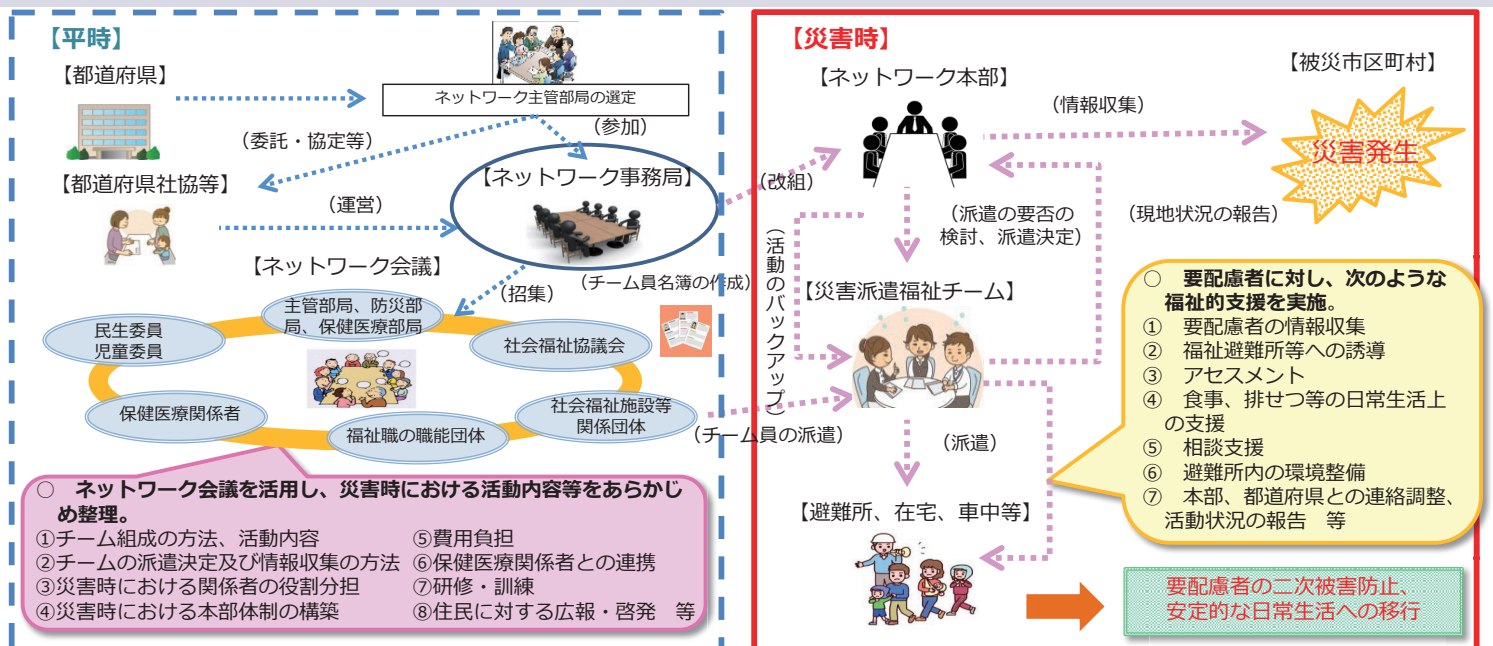
## 福祉的支援の取組強化

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

### 災害福祉支援ネットワークと災害派遣福祉チーム（DWAT）について （「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要（社会・援護局長通知））

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、乳幼児等の地域の要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題
- このような状況を踏まえ、災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、避難所、在宅、車中等で要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定



# 災害派遣福祉チーム(DWAT)について

- 災害派遣福祉チーム(DWAT)は、
  - ① 都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、
  - ② ネットワークに参加する団体や施設等から、社会福祉士や介護福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、
  - ③ 避難所において、避難生活中の困りごとに関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備、食事やトイレ介助
 等福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、生活不活発病などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援

- 能登半島地震で開設された避難所においては、DWATによる福祉的支援と併せて、避難所を拠点として周辺にお住まいの在宅避難者の方々に対しても生活の困りごとなどの相談支援等を実施
  - ※呼称については、元々自治体主導の取組であることから、DWATやDCATなど自治体によって様々

- 同チームの活動は、東日本大震災を契機に、岩手県や京都府において独自の取組が始まり、近年、各都道府県へ広がりを見せてきている（実際に初めて同チームの活動が行われたのは平成28年の熊本地震の際）

【DWATが活動した災害】※下線の府県は、災害が発生した県に応援派遣を実施	令和2年7月豪雨災害…熊本県
平成28年4月熊本地震…熊本県、岩手県、京都府	令和3年7月豪雨災害…静岡県
平成28年10月岩手水害…岩手県	令和5年梅雨前線大雨…大分県
平成30年7月豪雨災害…岡山県、青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府、愛媛県	令和6年能登半島地震…47都道府県
令和元年台風19号…宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県	令和7年岩手県大船渡市林野火災…岩手県

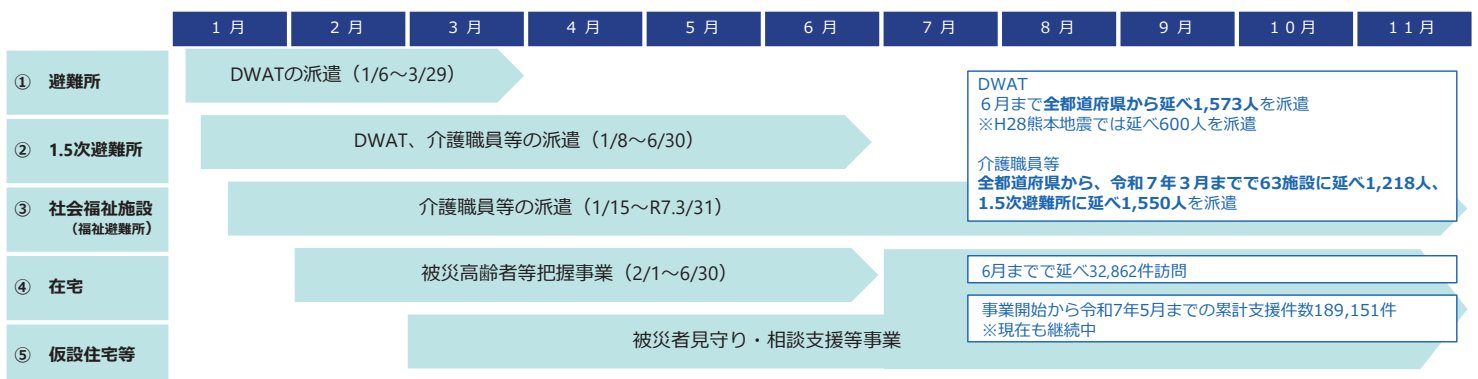
- 都道府県間の広域的なDWATの派遣については、災害福祉支援ネットワーク中央センターが調整。
- 厚生労働省のこれまでの取組
  - ・平成24年度～ 災害福祉支援の体制整備に向けた都道府県への補助
  - ・平成30年5月 災害派遣福祉チームの編成に当たって、各都道府県が取り組むべき事項についてガイドラインを策定、通知
  - ・令和元年度～ 災害派遣福祉チームリーダー養成研修（委託先：民間団体）
  - ・令和5年3月 ガイドライン通知を一部改正
  - ・令和6年1月 令和6年能登半島地震において、初めて全国規模での本格活動
  - ・令和7年6月 ガイドライン通知を一部改正

< DWAT登録者数 約1.1万人（令和7年3月31日時点） >

## 令和6年能登半島地震における福祉的支援について

能登半島地震への対応においては、福祉的な支援を必要とする場所が時間の経過とともに変化しており、石川県保健医療福祉調整本部や災害福祉支援ネットワーク中央センターと調整の上、各場面で必要な体制を確保しながら避難先や広域避難先への移送などニーズを踏まえた対応を実施した。

- ① 地域の被災状況に応じて、DWATによる避難所への常駐によるアセスメントや相談対応、巡回訪問を実施
- ② 福祉避難所については、福祉避難所となる施設が大きく被害を受けたほか、ライフラインの途絶、担い手となる施設職員等も被災して不足することで、開設が一部に留まったことから、2次避難所に移るまでの一時的な滞在を想定した1.5次避難所が開設され、DWATや介護職員等の派遣を実施
- ③ 2次避難者や定員を超過して避難者を受け入れる施設や被災した施設等に、介護職員等の派遣を実施
- ④ 避難することなく在宅に留まっている方については、被災高齢者等把握事業により、ケアマネジャー等が個別訪問を実施
- ⑤ 仮設住宅入居者等については、被災者見守り・相談支援等事業により、生活支援相談員が個別訪問等を行い、見守りや日常生活上の相談支援を行った上で被災者を各専門相談機関へつなぐ取組を実施



## 今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

### 3.被災者支援

○ 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討するべき。

#### ○ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討

初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉的支援の強化に向け検討すべき。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討すべき。



DWATによる「なんでも福祉相談コーナー」

在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応や被災しサービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応すべき。

DWAT活動についての各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実等、DWAT活動に関する制度見直しに向けた検討を進めるべき。

○ 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進

#### ○ 2次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備

2次避難を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、2次避難についての被災者の意向の把握、被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング、2次避難先での継続的な支援等について仕組みを検討し、2次避難所運営マニュアル等を整備すべき。

#### ○ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討

広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について制度改正も含めて検討するとともに、広域避難者等のデータベースについて普及のための取組を進めるべき。

- 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善
- 避難所等で被災者支援を行うNPO等への災害救助費等を活用した業務委託に関する手順や具体例の周知

### 6.多様な主体の連携等による支援体制の強化

- 応援職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を通じたトレーラーハウス、ムービングハウスの活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討
- 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中支援組織の設置・機能強化の加速化
- 自治体と民間団体との協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保

### 7.特徴的な災害を踏まえた対応

- ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用
- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構築  
SOBO-WEBを活用して各種被害情報等を位置情報と結び付けるとともに、同システムを中核として、関係機関のシステムと連携を図り、被害情報、避難所、通行可能な道路等の現場の情報を自動的に連携し、リアルタイムで共有される「防災デジタルプラットフォーム」を可及的速やかに構築すべき。

### 8.引き続き検討及び取り組むべき事項

- 想定される大規模災害にあらゆる主体が総力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検討
- 助動を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討

### 4.物資調達・輸送

○ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発

#### ○ 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表

自治体において、トイレ、食料、パーティション、段ボールベッド等の避難生活において必要な物資の備蓄を進めるとともに、国においても、その備蓄状況を調査し、公表すべき。

○ 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

#### ○ 調達・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄

パーティションや段ボールベッド等について、国においても一定量備蓄しているが、温かい食事を提供するのための資機材や入浴のための資機材を含め、より迅速な被災者支援のため、調達・運搬に時間を要するこれらの物資については、各地域への分散備蓄を実施すべき。



パーティション・段ボールベッド

○ プッシュ型支援で調達する食品の品目のバリエーションの充実

○ 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携

#### ○ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化

### 5.住まいの確保・まちづくり

○ 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等

○ 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理

○ 公費解体や災害廃棄物処理の円滑化・迅速化のためのマニュアル等の見直し

○ 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進

#### ○ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備

上下水道の復旧・整備に当たっては、復興まちづくり、将来の人口動態など様々な観点から総合的に判断して、被災時の機能確保方法等も検討しつつ、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。



リモート判定の様子

○ 地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなごり再建や伝統産業・文化を継続するための支援

#### ○ NPOや民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備

（民間活動団体の登録制度の検討等）  
NPO、企業等の民間主体が災害対策に積極的に関与できる環境を整備するため、平時からの連携体制を構築し、災害時支援手順の体系化や民間の活動団体の登録制度を検討するとともに、活動支援を行うべき。

#### ○ 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化

陸路進出が困難な場合でも迅速に進出できるよう、空路や海路での輸送に備え、車両や資機材の小型化や軽量化等に関する技術的検討を進めて整備することで、部隊の機動性を高めるとともに、現地派遣人員等の編成の検討を行うべき。



小型・軽量化された消防車の輸送

○ 地震被災地で発生する水害に備えたリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

○ 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策の活用

○ 関係府省庁による実装の検討、カタログ化による自治体の活用促進、国や民間の技術開発等を推進すべき。

## 災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要（令和7年7月1日施行）



内閣府

### 趣旨

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

### 改正内容

#### ①国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法
- 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

#### ②被災者支援の充実

##### 1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



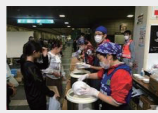
高齢者等への対応

##### 2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

##### 3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

##### 4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

#### ③インフラ復旧・復興の迅速化

##### 1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧（被災した浄水場）

##### 2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

##### 3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例

★大規模災害復興法

## 避難者に対する福祉的支援の充実

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、**災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。**これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、**今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。**

※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）にて対応

### DWAT(災害派遣福祉チーム)

- <事務局>**  
中央センター(現在は全国社会福祉協議会)・都道府県事務局  
:DWATの全国派遣を調整
- <構成員>**  
社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等
- <活動内容>**  
被災要配慮者への相談支援、日常生活上の支援等

派遣、活動

	災害救助法	DWAT活動範囲
避難所	(法改正)	(ガイドライン改訂)
在宅・車中泊※		

※現行制度においても、在宅等で避難する要配慮者に対し、被災者見守り・相談支援等事業による見守り等が行われている

(参考) 災害救助法(昭和22年法律第118号)(抄)

(救助の種類等)  
第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。  
一 避難所及び応急仮設住宅の供与  
二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給  
三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与  
四 医療及び助産  
五 被災者の救出  
六 福祉サービスの提供  
七 被災した住宅の応急修理  
八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与  
九 学用品の給与  
十 埋葬  
十一 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの  
2~4 (略)

(参考) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抄)

(避難所における生活環境の整備等)  
第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の救済、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
2 (略)  
(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)  
第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
2 (略)

6

## 災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン(令和7年6月改正の主なポイント)

- 災害救助法における救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加されたことから、これまで避難所で活動してきたDWATが、在宅や自家用車等で避難生活を送る要配慮者等への対応も可能となるよう活動範囲を拡大する。
- 令和6年能登半島地震での対応を踏まえ、DWATを迅速に派遣出来るようにする等の運用の改善を図る。

### 災害救助法等の改正に伴う対応

- 「場所(避難所)の支援」から「人(避難者)の支援」へ考え方を転換し、避難所に加えて在宅や自家用車等で生活を送る要配慮者に対する支援等、**場所にとらわれず活動可能**とする。
- 活動内容に「要配慮者の情報の収集」を追加**し、被災地において報告される情報や在宅等の巡回を通じて要配慮者の把握を行う。
- 災害対策基本法において、**被災者援護協力団体の登録制度が創設**され、今後内閣府において当該団体の公表が進められていくことから、都道府県が設置する**災害福祉支援ネットワークにおける構成員の例として明記**する。

### 令和6年能登半島地震での対応等を踏まえた対応

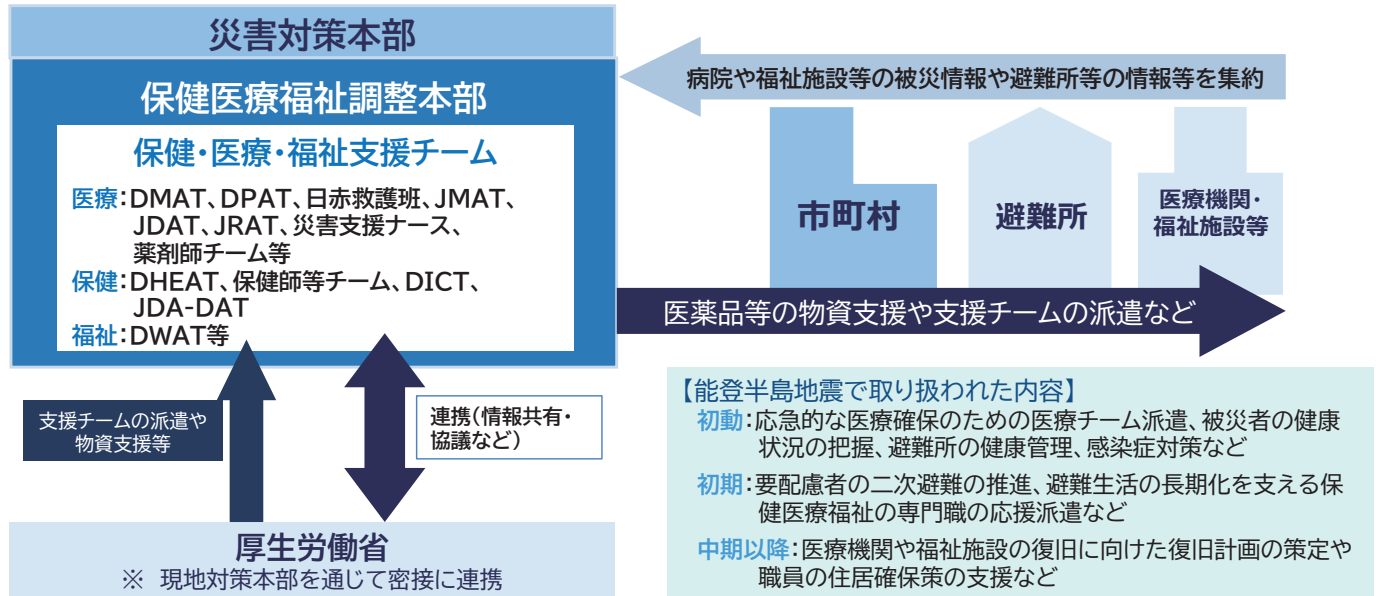
- DWATの迅速な派遣に向けた対応
  - ✓ チーム派遣の可能性がある場合には、**初動チーム**(発災初期の支援に当たるために必要となるチーム)の**チーム員に待機を指示**。
  - ✓ 被災都道府県が甚大な被害により、**非被災都道府県に対するチーム派遣要請を行うことができない場合であって、緊急的にDWATの派遣が必要であると判断した場合は**、被災都道府県に替わって**一時的に厚生労働省が派遣を要請**。
- 他の関係者と連携した支援を行うための対応
  - ✓ **被災地の状況把握を行う主体と方法について**、市区町村が担う範囲や福祉サービス事業者が対応する範囲等の**役割分担**や、市区町村からの**避難行動要支援者名簿の共有方法も含め、平時から取扱いを定める**。
  - ✓ **保健医療関係者と連携した対応が必要**であり、特に**保健師等チームとの情報共有の方法等を入念に確認**。
  - ✓ **重複したアセスメントにより要配慮者の負担を増大させることのないよう、関係者間で情報共有を行い、一緒にアセスメント行うことも検討**。
- 都道府県における支援体制やDWATの体制強化等を進めるための対応
  - ✓ 都道府県が設置する**災害福祉支援ネットワークにおける構成員の例**として、当事者団体や専門性を有するNPO法人やボランティア団体等の活動調整や情報共有等のコーディネートを行ういわゆる**「災害中間支援組織」を明記**。
  - ✓ DWATチーム員の確保のため、必要に応じて**地方公共団体や社会福祉施設等の退職者の活用について検討**。

7

# 都道府県保健医療福祉調整本部を通じた震災対応

## 概要

- 大規模災害時には、都道府県に災害対策本部の下に、医療・保健・福祉支援の司令塔である「保健医療福祉調整本部」を設置し、関係機関との連携、情報収集・分析、保健医療活動チームの派遣調整等を一元的に実施。
- ※ 能登半島地震においては、石川県が保健医療福祉調整本部を設置。本部会議を計34回開催し、情報分析や対応方針の策定などを実施。



8

## 地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ (概要)

令和7年5月28日

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

### 1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
  - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
  - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
  - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
  - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
  - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1  
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
  - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
  - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
  - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
  - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

### 2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設  
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

### 4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

### 3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

### 5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

9